

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年8月31日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後		現行	
(略)		(略)	
(資産管理責任者)		(資産管理責任者)	
第5条 次に掲げる固定資産等に係る会計規程第43条第2項に規定する資産管理責任者は、別表1のとおりとする。		第5条 次に掲げる固定資産等に係る会計規程第43条第2項に規定する資産管理責任者は、別表1のとおりとする。	
2 (略)		2 (略)	
(略)		(略)	
<u>附 則</u>			
<u>この細則は、令和8年8月31日から施行し、改正後の別表1は令和8年4月1日から適用する。</u>			
別表1（第5条第1項関係）		別表1（第5条第1項関係）	
資産管理責任者	固定資産の範囲	資産管理責任者	固定資産の範囲
学長	不動産等	学長	不動産等
事務局次長 (総務・教務担当)	知的財産 図書 (削除)	事務局次長 (総務・教務担当)	知的財産 <u>動産等（事務局次長（病院担当）に係るものを除く）</u> 図書
事務局次長 (<u>財務</u> ・病院)	動産等	事務局次長 (病院担当)	<u>病院に属する</u> 動産等

(略)

(略)

【改正理由】

令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。